

厚生常任委員会 委員長報告（議案 79 号を除く）

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案 3 件のうち、ただいま議題となりました議案 2 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 63 号 横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「以前、支援員が非常に足りないので、60 歳以上でもアルバイト的に短時間でも支援員になれるよう採用の幅を広げてもらえないかという質問に『検討する』という答えを受けていたが、その後どうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「市で雇用している支援員は非常勤職員扱いだが、短時間勤務の登録制で雇用している方々もあり、現在も随時で募集している。この件についてはさまざまな機会を通じて宣伝しており、新たにやってみたいという方も出てきている状況である」との答弁がありました。

また、「学童保育では、複数の支援員の配置が必要とされている。場合によっては要件を緩和し、1 人の支援員でも可能なように国に要望してもらっているが、どのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「従事する者については、国の指針において『従うべき基準』に定められており、常時複数人いなければならないと決められている。緩和については引き続き県を通じて国へ要望していく」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 81 号 平成 30 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今年度の財政状況は国・県の支援策の中で、ある程度安心できる状況になっていると理解する。脆弱だと言われる国保財政においては、法定外繰入がある程度加味された中での運営をしてきたと思うが、国においては 5 年ぐらいを目途に法定外繰入を無くしていくよう指導を行っている。しかし、

財政的に苦しい状況になった時にはどうするのか」との質疑に対し、

当局より、「当面は国の多額の公費投入により税率も据え置きのまま運営できる状況にあるが、この先ずっと続くわけではない。そのため、より多くの基金積立をしている状況である。横手市は、医療費、福祉医療費の減額措置、特定健診について繰り入れして来たが、法定外繰入については国でも県でも今後無くす方向である。理由としては、医療費については制度改正後は県が市町村の医療費を負担するため、市町村の負担がほぼなくなるという事がある。福祉医療の減額措置も全廃ではないが未就学児童においては廃止となり、今後追加措置に向けて、知事会や市長会で国へ要望していく予定である。特定健診については制度改正により『保険者努力支援制度』があり、特定健診の受診率、保健指導の実施率を含めて保健事業を頑張ればより多くの点数が付与され、より多くの調整交付金が交付されることになっている。また、県の運営方針によると制度改正に伴い事業費納付金を払うことにより、国保加入者の負担増とならないよう、県でも財政安定化基金を設置しており、市町村においてさまざまな事情により医療費が増加した場合や、税収が上がらないなどの理由で納付金を払えなくなった場合に、財政安定化基金から繰り入れして補てんするという措置を講じている」との答弁がありました。

また、「市民の負担を軽くするために『応能負担・応益負担』の割合について今後どのようにしていくのか」との質疑に対し、当局より、「現状では応能 51、応益 49 といった状況になっている。全県的に見ると応能の方が低くなっている現状にあり、所得が落ちているということだと思う。市としては負担の公平性からも応能 50、応益 50 を目標に維持していきたいと考えている」との答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「国は今年度に限って激変緩和措置として多額の公費を投入した。ということはそれだけ国保の都道府県化というのは市町村の負担がとて大きいという事を示していると思う。滞納処分の執行や法定外繰入に至らせない手立てなど、あらゆる方法を検討して、市においては今後、市民の負担をどう回避するかという施策をいろいろと講じていただくことを要望して賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

厚生常任委員会 委員長報告（議案 79 号）

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案第79号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「事故前に受付をしていた霊柩車は、市が葬祭業者に依頼したとの話だったが、その費用はすべて市が払ったのか」との質疑に対し、当局より、「市が負担した額は 55,372 円だが、当事者部分の損害額ということで事故車の残存価格と合わせて保険会社に申請しており、負担割合に応じて市の歳入に入る」との答弁がありました。

また、「議案説明会において、霊柩車の運行業務を取りやめるという事を説明する際に、西部斎場の施設整備・改修の今後の方向性についても説明するとしていた。本会議での部長の答弁では『年内に取りまとめ、説明は年度内になるであろう』とのことであったが、どちらなのか」との質疑に対し、当局より、「一般質問では市全体の公共施設の整備方針を『秋口まで』示したいという答弁をしているので、これに遅れないように早急に方針を決定して説明していきたい」との答弁がありました。

また、「斎場非常勤職員の業務に余裕があれば事故は防ぐことができたのではないかと考えるが、業務の改善、勤務体制の見直しはできているのか」との質疑に対し、当局より、「勤務体系が事故につながったのではないかという意見があるのは承知している。霊柩車の業務と炉前の業務を兼ねる職員と、炉の後ろを担当する職員と2名が交互で対応しており、火葬が集中する日はやはりきつい状況である。しかし空いている日も相当数あり、業務の平準化という点においては課題であると認識している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案可決後、本案に対して佐藤清春委員からお手元に配布して

おります、西部斎場の施設整備方針の早急な提示及び斎場業務にあたる非常勤職員の労働条件調査と負担軽減を求める2項目の附帯決議（案）が提出されました。

附帯決議（案）について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により附帯決議を付すことに決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。